

令和2年度青森県内創業・起業支援制度一覧

(令和2年5月末日現在)

目次

1. 講座・セミナー・交流会 …… 1
2. ソフト支援・創業相談(支援拠点) …… 6
3. 補助金・助成金・自治体融資制度(利子補助) ……10
4. 融資制度(自治体融資制度を除く) ……18

1.講座・セミナー・交流会

■令和2年5月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
6月～	令和2年度創業・起業支援制度説明会及び起業家座談会	全県	<p>【内容】関係機関が一堂に集まり、創業・起業支援制度に係る説明会を開催します。あわせて、創業についての考え方や創業体験談を紹介する起業家座談会を開催します。</p> <p>【日時・場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むつ会場 7/2 16:00～18:00 まさかりプラザ ・弘前会場 7/7 16:00～18:00 弘前市民会館 ・八戸会場 7/9 16:00～18:00 八戸商工会館 ・三沢会場 7/28 16:00～18:00 三沢市総合社会福祉センター ・青森会場 7/30 16:00～18:00 青森県観光物産館アスパム ・黒石会場 8/6 16:00～18:00 黒石市産業会館 ・五所川原会場 8/25 16:00～18:00 五所川原市中央公民館 ・十和田会場 9/10 16:00～18:00 十和田市南コミュニティセンター <p>【受講料】無料 【URL】 https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/support_for_entrepreneurs.html</p>	青森県 地域産業課 創業支援グループ (担当:古川) 電話:017-734-9374
毎月	あおもりスタートアップ支援セミナー(あお☆スタ)	青森市	<p>【内容】域内外で活躍する先輩起業家等を招き、地域でのスタートアップを目的としたイベント。</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER</p> <p>【日時】毎月 月末 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる場合があります。</p> <p>【講師】先輩起業家等 【受講料】無料 【URL】https://ao-sta.com/ (AOMORI STARTUP CENTERのURL) https://www.facebook.com/aostacenter/ (FacebookのURL)</p>	青森商工会議所 経営相談課 (担当:渋谷) 電話:017-734-1311
10月・2月	あお☆スタピッチ交流会	青森市	<p>【内容】「あおもり地域ビジネス交流センター」、「AOMORI STARTUP CENTER」等を活用し起業または事業展開した事業者等のビジネスモデルや事業内容を、事業者自らピッチ(ショートプレゼン)するイベント。 起業後の商品・サービスのPR並びに起業家同士及び支援機関との交流ができます。</p> <p>【場所】AOMORI STARTUP CENTER</p> <p>【日時】日付未定 15:30～</p> <p>【講師】</p> <p>【受講料】ピッチイベント無料、交流会1,000円 【URL】https://ao-sta.com/ (AOMORI STARTUP CENTERのURL) https://www.facebook.com/aostacenter/ (FacebookのURL)</p>	青森商工会議所 経営相談課 (担当:渋谷) 電話:017-734-1311
未定	創業・起業サポートセミナー	弘前市	<p>【内容】創業・起業を目指す方や創業後間もない事業者を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、既に起業済みの先輩から事例を発表してもらうなどのセミナーを開催します。 創業するにあたって必要な準備と心構え、創業後も役立つマーケティングについて学ぶことができます。</p> <p>【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク</p> <p>【日時】未定(秋頃を予定しております。)</p> <p>【講師】各回で専門の方が講師をします。 【受講料】無料 【URL】未定</p>	ひろさきビジネス支援センター 電話:0172-32-0770

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
未定	創業・サポートセミナー【ナイターコース】	弘前市	【内容】創業後の方を対象に、専門家からの具体的なアドバイスや、創業者同士の交流の場として開催します。 【場所】弘前市 土手町コミュニティパーク 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	ひろさきビジネス支援センター 電話:0172-32-0770
未定	8サポ創業クラブ / 1回目	八戸市	【内容】8サポを通じて創業した方(創業直前期の方を含む)を対象に、直面する課題解決に役立てていただくようなセミナーを行います。 また、創業者同士の交流を図ることで事業機会やネットワーク形成に役立てていただけます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】 https://starting-business.net/	はちのへ創業・事業承継サポートセンター 電話:0178-51-9593
未定	8サポ創業クラブ / 2回目	八戸市	【内容】8サポを通じて創業した方(創業直前期の方を含む)を対象に、直面する課題解決に役立てていただくようなセミナーを行います。 また、創業者同士の交流を図ることで事業機会やネットワーク形成に役立てていただけます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】 https://starting-business.net/	はちのへ創業・事業承継サポートセンター 電話:0178-51-9593
未定	はちのへ女性創業スクール / リターンズ	八戸市	【内容】過去に開催した女性創業スクール受講者を対象に、現在の準備状況や創業後に直面している課題解決に役立つようなセミナーや個別相談を実施します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】 https://starting-business.net/	はちのへ創業・事業承継サポートセンター 電話:0178-51-9593
未定	あおり起業家養成講座(黒石市創業セミナー)	黒石市	【内容】創業間もない方や創業・起業に興味のある方を対象に、創業に必要な知識の習得や創業後の経営安定支援のため、専門家(インキュベーション・マネジャー)によるセミナーを行います。 【場所】黒石市産業会館4階 大会議室 【日時】未定 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】未定	黒石市商工課 商工振興係 (担当:菱谷) 電話:0172-52-2111)
未定	あおり起業家養成講座(五所川原会場) 五所川原圏域創業セミナー	五所川原市	【内容】「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識の習得から、ビジネスプランの作成ノウハウまで、「創業するためには何が必要か」、「事業を継続させるためにはどうすべきか」など、創業に必要な経営知識等を体系的に習得することができます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】インキュベーション・マネジャー 齋藤 拓也 氏 【受講料】無料 【URL】未定	五所川原市商工労政課 (担当:熊谷) 電話:0173-35-2111(内線2552)

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
未定	十和田市創業セミナー	十和田市	【内容】創業・起業を検討している方等を対象に、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の基礎的な知識の習得から、ビジネスプランの作成等を学べるセミナーを開催する。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	十和田市 商工観光課 商工労政係 (担当:根元) 電話:0176-51-6773
未定	下北創業塾	むつ市	【内容】創業するために必要な「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の知識を身につける少人数制の講座を開催します。修了後に創業した場合、登録免許税の軽減や融資条件の緩和などの支援措置が受けられます。(大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施) 【場所】むつ来さまい館 【日時】未定 【講師】(公財)21あおもり産業総合支援センター 鎌田直人 氏 【受講料】無料 【URL】未定	むつ市産業雇用政策課 (担当:竹山) 電話:0175-22-1111(内線2652)
未定	創業支援セミナー	むつ市	【内容】創業希望者等を対象に創業支援セミナーを開催します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	むつ市産業雇用政策課 (担当:竹山) 電話:0175-22-1111(内線2652)
未定	高校生向け創業講座	むつ市	【内容】下北地域の高校生を対象に、先輩起業家から起業体験談や心構え等を直接聞くことのできる講座の開催や、創業について学ぶ機会等を設けるため、支援機関から講師を派遣します。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	むつ市産業雇用政策課 (担当:竹山) 電話:0175-22-1111(内線2652)
未定	創業支援セミナー	七戸町	【内容】創業の準備を行っている方、創業に関心がある方、創業して間もない方を対象に専門家を招き全5回のセミナーを開催する。 【場所】道の駅しちのへ道路・観光情報館 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	七戸町 商工観光課 0176-62-2137
11月	日本政策金融公庫・弘前商工会議所共催 ～創業を成功に導く～創業セミナー(仮)	弘前市	【内容】創業する際の事業計画や資金計画の考え方、必要な知識を学ぶ 【場所】弘前商工会議所 【日時】11月予定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】	日本政策金融公庫・弘前商工会議所 0172-36-6303 0172-33-4111

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
1~2月	創業セミナー (仮)	弘前市	【内容】創業に関するセミナー 【場所】弘前商工会議所 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】	弘前商工会議 所中小企業相 談所0172-33- 4111
未定	はちのへ女性創 業スクールノブ レセミナー	八戸市	【内容】はちのへ女性創業スクールのカリキュラム紹介、創業への意識醸成、創業者や創業準備中の卒業生を招き、生の声を聞いていただきます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】 https://starting-business.net/	八戸商工会議 所 経営支援3課 電話:0178-43- 5111
未定	はちのへ女性創 業スクール2020	八戸市	【内容】創業希望者を対象に、創業の心構えや周辺知識、マーケティングの基礎、収益性、スケジュール、資金調達と運用等について、個別・グループの各ワークを通じて習得していただけます。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】 https://starting-business.net/	八戸商工会議 所 経営支援3課 電話:0178-43- 5111
未定	はちのへ創業ス クール	八戸市	【内容】創業希望者を対象に、講師との個別面談を重視し、事業計画の策定に加え、創業後の運営システム構築までを含めてお伝えします。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】 https://starting-business.net/	八戸商工会議 所 経営支援3課 電話:0178-43- 5111
6月・10月	創業セミナー	五所川原市	【内容】創業希望又は間もない事業者を対象としたセミナーを開催します。 【場所】五所川原商工会館 2階 【日時】未定 【講師】日本政策金融公庫 【受講料】無料 【URL】未定	五所川原商工 会議所 中小企 業相談所 電話:01.73-35- 2121
未定	創業セミナー (計3回)	未定	未定	青森県信用保 証協会 企業支援部 創業支援課 (担当:佐藤、堀 川、沼田) 電話:017-723- 1356

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
未定 ※コロナ ウイルス 終息後企 画	創業者向けセ ミナー、ワーク ショップ	未定	【内容】共通のニーズ・課題を有する事業者が連携し、様々な問題を解決していく「Lab(ラボ)」を新設。集合セミナー、ワークショップを開催。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】未定	株式会社青森 銀行 地域振興部 地域振興課 (担当:伊藤) 電話:017-734- 8608
未定 ※コロナ ウイルス 終息後企 画	起業家コミュニ ティ交流会	未定	【内容】当行の創業者向けサービス「Startupforest」参加者、「E-learning」受講者向けのセミナー、交流会を開催。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】未定	株式会社青森 銀行 地域振興部 地域振興課 (担当:伊藤) 電話:017-734- 8608
未定	地域クラウド 交流会	青森県内	【内容】創業者に対し人脈作りの場を提供し、地域内での創業機運を高めつつ地域全体の活性化を目指す交流会です。この交流会では、5名の起業家が自身の事業プランを発表し、参加者は参加費の一部を使って応援したいと思った起業家に投票をします。 【場所】未定 【日時】未定 ※新型コロナウイルス感染症終息後 【講師】未定 【受講料】勉強会:無料、交流会:1,000円 【URL】 https://www.facebook.com/michinoku.chiikisousei/ https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/chiikicloud.html	株式会社みちの く銀行 地域創生部 創業・事業承継 支援室 電話:017-774- 1252
未定	弘大じよっぱり 起業家塾	弘前市	【内容】起業に関する基礎的な知識を学ぶだけでなく、地域ビジネスに関わる経営学のセオリー、起業家の講演から学ぶ事例研究、事業計画の策定演習などを通じて、柔軟な発想力や高い企画力を身につけることを狙いとしたプログラムを実施します。 【場所】弘前大学 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】未定	弘前大学社会 連携部社会連 携課総務企画 グループ(担当:天 坂) 電話:0172-39- 3915
未定	青森中央学院 大学地域マネジ メント研究所ビ ジネスセミナー 事業	青森市	【内容】青森県基本計画「『選ばれる青森』への挑戦」(2019年度～2023年度)では、「2030年の青森県のめざす姿」として、県の強みや特性を生かした生業と生活が好循環する地域、すなわち「青森ブランド」の確立が謳われている。さらに、ビジネスの面では、創業・起業の推進による多様な雇用の創出、若年・女性・高齢者など多様な労働力の確保、生産性の向上や人材の能力開発などについて、5つの重点戦略プロジェクトのひとつとして「多様なしごと創出プロジェクト」が掲げられている。 このニーズに対応し、新たなビジネス展開を担う人材の育成、地域産業のさらなる活性化や新たな掘り起こしを目的とし、人口減少克服を最重要課題に位置付けている青森県のめざす姿「生活創造社会」の実現における課題の抽出とその解決を目指し、ビジネスをテーマの足掛かりとして、時宜に合ったトピックを抽出して公開セミナーを実施する。 【場所】未定 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】無料 【URL】未定	青森中央学院 大学 研究支 援・地域連携課 電話:017-728- 0131 Email: csk@aomoricgu. ac.jp
未定	未定	八戸市	【内容】起業・創業に関連するセミナー(仮) 【場所】八戸市内 【日時】未定 【講師】未定 【受講料】未定 【URL】	八戸学院地域 連携研究セン ター(TEL: 0178-25-2789)

2.ソフト支援・創業相談(支援拠点)

■令和2年5月末日現在

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	あおもり地域ビジネス交流センター(あおビジ)	青森市	<p>【概要】創業希望者等に対し、起業・創業支援の専門家である「インキュベーション・マネジャー」が、構想段階でのアイデア整理や事業計画・資金計画の作成等についての助言や創業支援制度の情報提供等を行います。</p> <p>※東青地域5市町村(青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)に在住する創業希望者及び東青地域5市町村での創業を希望される方が対象</p> <p>【場所】AOMORI START UP CENTER</p> <p>【日時】月～金曜日 10:00～20:00</p> <p>【URL】Facebookで、「東青ビジネスサポート協議会」と検索してください。</p>	<p>あおもり地域ビジネス交流センター(あおビジ)</p> <p>電話:017-763-0037</p> <p>青森市新ビジネス支援課新ビジネス支援チーム(担当:石戸)</p> <p>電話:017-734-2378</p>
通年	ひろさきビジネス支援センター	弘前市	<p>【概要】創業・起業志望者を構想から一貫して支援する専門家のインキュベーション・マネジャー(IM)が、事業の知識、ノウハウ等をアドバイスし、事業達成へと導きます。具体的には、創業に関する融資制度の説明や、事業計画書の作成方法やブラッシュアップ関係に係る手続き等について、伴走しながらサポートします。</p> <p>電話やメールでお名前、連絡先、希望時間、相談内容の概要などをお伝えください。</p> <p>【場所】弘前市 土手町コミュニケーションプラザ棟2階</p> <p>【日時】月～金曜日、第3土曜日9時～17時 (毎月第1・第3月曜日、毎週水曜日は20時まで)</p> <p>・IMによる対応は毎月第1・第3月曜日・毎週水曜日・第3土曜日のみ(要予約)</p> <p>【URL】FaceBookで「ひろさきビジネス支援センター」と検索してください。</p>	<p>ひろさきビジネス支援センター</p> <p>電話:0172-32-0770</p>
通年	はちのへ創業・事業承継サポートセンター	八戸市	<p>【概要】八戸商工会議所職員(IM)が常駐し、創業希望者の相談に応じています。また、中小企業診断士が専門的なアドバイスを行い、創業計画の作成を支援します。事業の構想段階から開業後のフォローまでワンストップでサポートします。また、創業に関するセミナーなども開催しています。</p> <p>【場所】八戸市堀端町2-3 八戸商工会館1階</p> <p>【日時】月曜日～金曜日 9:00～17:30 ※祝日・年末年始を除く。 相談時間を21:00まで延長する夜間相談を週1回実施。 休日相談を月1回実施。</p> <p>【URL】https://starting-business.net/</p>	<p>はちのへ創業・事業承継サポートセンター</p> <p>電話:0178-51-9593</p> <p>八戸市商工課(担当:新井)</p> <p>電話:0178-43-9242</p>
通年	黒石市創業相談ルーム	黒石市	<p>【概要】インキュベーション・マネジャーが経営のノウハウを助言することで、ビジネスプランの構想段階から創業初期まで、創業希望者が直面する課題解決に向けた総合的な支援を展開しています。</p> <p>【場所】黒石市産業会館2階 商工会議所内</p> <p>【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～16:00(要予約)</p> <p>【URL】http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/sangyou/soudan-room.html</p>	<p>黒石市商工課 商工振興係(担当:菱谷)</p> <p>電話:0172-52-2111)</p>
通年	ごしょがわら圏域創業相談ルーム	五所川原市	<p>【概要】五所川原圏域2市4町(五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)における広域連携により、創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー(IM)」が、構想・企画の段階から操業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。</p> <p>【場所】五所川原市民学習情報センター2階</p> <p>【日時】毎週火曜日(原則第5火曜日除く) 10:00～16:00</p> <p>【URL】http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_sougyosoudan.html</p>	<p>五所川原市商工労政課(担当:熊谷)</p> <p>電話:0173-35-2111(内線2552)</p> <p>ほか構成市町担当課</p>

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	十和田市創業相談ルーム	十和田市	【概要】創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで相談に対応する。 【場所】十和田商工会館 5階 小会議室 【日時】毎月第2・第4木曜日 10:00～16:00 【URL】 http://www.city.towada.lg.jp/docs/2018042000047/	十和田市 商工観光課 商工労政係 (担当:根元) 電話:0176-51-6773
通年	三沢市創業相談ルーム	三沢市	【概要】 起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。 【場所】三沢市商工会館 3階事務室 【日時】毎月第2、第4火曜日(年末年始、祝日を除く) 10:00～17:00(最終受付) 【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,18597,42,424,html	三沢市 産業観光課 (担当:山内) 電話:0176-53-5111(内線281)
通年	むつ市創業相談ルーム	むつ市	【概要】起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、きめ細やかに御相談に応じます。 (大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携して実施) 【場所】むつ来さい館 【日時】毎月第1・第3木曜日 10:00～17:00 【URL】 http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/15,74649,30,221,html	むつ市産業雇用 政策課 (担当:竹山) 電話:0175-22-1111(内線2652)
通年	今別町起業・創業相談	今別町	【概要】創業・起業についてご相談に応じます。 【場所】今別町商工会議所 【日時】毎日9:00～17:00まで随時相談を受け付けます。 【URL】未定	今別町商工会 電話: 0174-35-2014
通年	相談窓口	外ヶ浜町	【概要】創業希望者及び新事業展開を目指す中小企業者等を対象とした相談窓口を設置 【場所】外ヶ浜町役場 総務課及び産業観光課 【日時】役場開庁時 【URL】	外ヶ浜町役場総 務課 電話:0174-31-1111 産業観光課 電話:0174-31-1228
5～3月	創業希望者等個別相談	野辺地町	【概要】創業希望者や事業者等が、創業や事業全般に関して、相談することができる。 【場所】野辺地町内 【日時】5月～3月 9時～21時までの間の2時間 【URL】	野辺地町 地域戦略課 電話:0175-64-2111(内線267)
通年	ワンストップ相談窓口	七戸町	【概要】商工観光課窓口で創業相談対応をし、町の補助制度について説明。相談の内容により専門家が必要なようであれば関係機関を紹介する。(よろず支援拠点・21あおもり・七戸町商工会・天間林商工会など) 【場所】七戸町商工観光課 【日時】随時 【URL】未定	七戸町 商工観光課 0176-62-2137
通年	よろず支援拠点出張所	七戸町	【概要】よろず支援拠点出張相談会を七戸町内の施設にて開催。 【場所】七戸町観光交流センター 【日時】5月11・22日 6月5・26日 7月3・31日 8月7・21日 9月4・25日 10月2・23日 11月6・27日 12月4・25日 (R3)1月8・22日 2月5・26日 3月5・19日 【URL】 http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/kigyo/post-38.html	七戸町 商工観光課 0176-62-2137

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	起業・創業ワンストップ相談窓口	六ヶ所村	【概要】六ヶ所村政策推進課に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、(公財)21あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、六ヶ所村商工会及び金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。 【場所】六ヶ所村役場 政策推進課 【日時】平日 9:00～17:00 【URL】 http://www.rokkasho.jp/index.cfm/10,9868,31,124,html	六ヶ所村 政策推進課 企画グループ 0175-72-2111
通年	ワンストップ窓口の設置(創業支援等事業)	三戸町	【概要】創業・企業相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。 【場所】三戸町役場まちづくり推進課 【日時】平日 9時～17時 【URL】	三戸町役場まちづくり推進課 (担当:澤山) 電話:0179-20-1117
通年	創業相談窓口設置	三戸町	【概要】経営指導員が創業・企業相談者に対し、必要な支援施策や支援機関を紹介します。 【場所】三戸町商工会 【日時】平日 9時～17時 【URL】	三戸町商工会 電話:0179-22-2131
通年	田子町創業実践塾	田子町	【概要】町内において起業・創業を目指す方を対象に、専門家を「田子町産業振興戦略軍師」に委嘱し、月2回程度個別相談に応じます。また、月に1回「創業実践塾」を開講し、創業や経営に対する知識や力を身につける機会を創出します。 【場所】田子町役場 ほか 【日時】個別相談:毎月第2・第4水曜日 10:00～17:00 創業実践塾:毎月第2水曜日(6月～3月) 18:00～19:00 計10回 【URL】なし	田子町産業振興課 電話:0179-20-7114(直通)
通年	ワンストップ相談窓口	南部町	【概要】南部町商工観光課にワンストップ相談窓口を設置。相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、支援機関を紹介する。 【場所】南部町商工観光課(本庁舎) 【日時】平日9時～17時 【URL】	南部町商工観光課 0178-84-2119
通年	よろず出張相談会	階上町	【概要】よろず支援拠点から各分野のプロフェッショナルが階上町商工会に出張し、無料でご相談に応じます。 【場所】階上町商工会 【日時】未定 【URL】 https://www.21aomori.or.jp/yorozu/	青森県よろず支援拠点事務局 電話:017-721-3787
通年	ワンストップ相談窓口	階上町	【概要】階上町産業振興課に相談窓口を設置。相談者に対し、支援施策や支援機関を紹介する。 【場所】階上町役場 産業振興課 【日時】随時	階上町 産業振興課 商工観光グループ 電話:0178-88-2875
通年	士業によるビジネスに関する個別相談会	青森市	【概要】4士業(弁護士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士)による、ビジネスに関する個別相談会。創業準備者または起業家からのビジネスに関する相談に対し専門の見地から助言・アドバイスを受けられます。 【場所】AOMORI STARTUP CENTER 【日時】毎月第2木曜日13:00～16:45(担当士業) 偶数月 税理士・中小企業診断士、 奇数月 弁護士、社会保険労務士 【URL】 https://ao-sta.com/ (AOMORI STARTUP CENTERのURL) https://www.facebook.com/aostacenter/ (FacebookのURL)	青森商工会議所 経営相談課 (担当:渋谷) 電話:017-734-1311

時期	事業名・制度名	場所	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	相談窓口	弘前市	【概要】創業に関する相談全般(創業計画、資金調達等) 【場所】弘前商工会議所 【日時】随時 【URL】	弘前商工会議 所中小企業相 談所0172-33- 4111
通年	伴走型支援推進 モデル事業(創 業・起業伴走 型支援)	未定(事 業申込商 工会)	【概要】当会専門経営指導員及びインキュベーション・マネジャー職 員が、構想・企画の段階から創業計画まで支援を実施。その後、地 域商工会に支援をシフトし、地域商工会と共に策定した計画書の実 行支援等フォローアップを行う。 【場所】未定(事業申込商工会) 【日時】毎月2回程度予定(相談者と日程調整可能) 【URL】未定	青森県商工会 連合会 広域支 援課 地域支援 係 (担当:橋本・前 田 電話:017-734- 3394
通年	創業サポート窓 口	青森市・ 弘前市・ 八戸市・ 五所川原 市・十和 田市・む つ市	【概要】創業相談、連携先機関、外部専門家への紹介等 【場所】当協会の創業支援課、青森営業所、弘前支所、八戸支所、 五所川原支所、十和田支所、むつ支所 【日時】随時 【URL】 http://www.cgc-aomori.jp/sougyou/index.html	青森県信用保 証協会 企業支援部 創業支援課 (担当:佐藤、堀 川、沼田) 電話:017-723- 1356
通年	合同相談会	県内	【概要】外部専門家、金融機関との相談会 【場所】当協会創業支援課、各支所ほか 【日時】随時 【URL】 http://www.cgc-aomori.jp/sougyou/index.html	青森県信用保 証協会 企業支援部 創業支援課 (担当:佐藤、堀 川、沼田) 電話:017-723- 1356
通年	経営相談会	八戸市・ 青森市・ 十和田 市・五所 川原市・ むつ市・ 弘前市	【概要】創業～経営改善まで企業の抱える課題全般の相談に応じて いる。 【場所】青い森信用金庫本支店 【日時】毎月第二or第三水曜日 9:30～15:30(要事前申込) 【URL】	青い森信用金庫 各営業店
通年	インキュベーシ ョン・マネジャー による伴走型個別 支援(創業相談)	全県	【概要】創業を希望する方や創業間もない方に対し、創業支援の専 門家であるインキュベーション・マネジャー(IM)が創業に関する様々 な相談に対して、伴走型で支援、アドバイスを行います。 【URL】 https://www.21aomori.or.jp/sougyou/	(公財)21あお もり産業総合支 援センター 総合支援課 電話:017-777- 4066

3.補助金・助成金・自治体融資制度(利子補助)

令和2年5月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	「選ばれる青森」への挑戦資金 (青森県特別保証融資制度)	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内で創業する(創業後5年未満を含む。)事業 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組(空き店舗活用チャレンジ融資) など <p>【限度額】1億円</p> <p>【利率】原則0.9% (条件によって0.8%又は0.7%又は0.5%)</p> <p>【期間】運転資金10年以内、設備15年以内</p> <p>【URL】http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marucho.html</p> <p>【県と市町村が保証料等を補助します】</p> <p>「選ばれる青森」への挑戦資金を含む青森県特別保証融資制度を利用する場合、県と市町村では、その保証料又は利子の一部を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。全ての市町村において補助制度の利用が可能です。</p> <p>実施内容や利用条件の詳細については、以下HPをご覧ください。 http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi_renkei_shichoson.html</p>	青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368
5月1日～ 1月末日	経営安定化サポート資金 (災害枠) (青森県特別保証融資制度)	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた県内中小事業者 ※セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に当たっては、創業後3か月以上経過していることが必要です。 <p>【限度額】3千万円</p> <p>【利率】原則0.9%</p> <p>【期間】運転資金・設備資金ともに10年以内</p> <p>【URL】http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html</p> <p>【国と県が保証料等を補助します】</p> <p>経営安定化サポート資金(災害枠)の「新型コロナウイルス感染症対応資金」及び「青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金」を利用する場合、国と県では、その保証料の全額及び借入後3年間の利子を補助し、借り手企業の負担軽減を図っています。</p> <p>利用条件等の詳細については、以下HPをご覧ください。 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/files/20200501_marutei_shinseido2.pdf</p>	青森県 商工政策課 商工金融グループ 電話:017-734-9368
通年・随時	青森市商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金	<p>青森市内において、商店街等の区域における空き店舗を賃借し、出店又は事務所等の開設を行う中小企業者等を対象に、店舗賃借料及び店舗改装工事費等の一部を補助します。市では、商店街等道路に面した1階部分の空き店舗を活用し、小売業等の店舗又は事務所等を開設する中小企業者等を対象に、店舗改修工事費の一部を助成します。</p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施のために必要な内・外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事等に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税を除く) <p>【補助金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1/2以内の額(上限100万円) <p>【条件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業を申請する者は、交付決定を受けた後、補助事業に着手しなければならない。 補助事業者は、当該店舗を出店しようとする商店街に加盟すること。 補助事業者は、補助事業完了後3年間は当該店舗において、自ら継続して営業すること。 <p>【URL】https://www.city.aomori.aomori.jp/keizai-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/toshidukuri/chuushin-syoutengai/07.html</p>	青森市経済政策課商業振興チーム(担当:種市) 電話:017-734-2376

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
随時	青森市地域企業新ビジネス挑戦支援助成金	<p>「新ビジネス」(新たな事業展開又は創業)に挑戦するかた＝チャレンジャーに、初期投資に関する経費を支援します。</p> <p>【対象】次のいずれかに該当するかた</p> <p>①新事業型助成：市内に本社を有する法人格のある中小企業者等で、地域金融機関から融資を受けて、既存事業とは異なる新たな事業を展開するかた</p> <p>②創業型助成：地域金融機関から融資を受けて、市内で法人格のある中小企業者等として創業するかた</p> <p>【対象経費】新ビジネス事業に要する初期投資に関する経費(研究・開発費、機械装置等購入費、創業に要する経費等)</p> <p>【対象事業費】1,000万円以内</p> <p>【助成率】1/3～2/3以内</p> <p>【URL】http://www.city.aomori.aomori.jp/business-shien/sangyo-koyou/sangyo/syoutokogyou/jigyouseido/ouenjigyou/shinnbijinesujoseikin.html</p>	青森市新ビジネス支援課新ビジネス支援チーム (担当：金子) 電話：017-734-2378
通年	弘前市空き店舗活用支援事業費補助金	<p>中心市街地の空き店舗を活用して、小売・サービス業の店舗を新規出店又は移転する際の店舗改修工事費用及び賃借料の一部を補助します。</p> <p>【対象要件】①出店期間：営業期間3年以上②地域活動への参画③夜間のみの営業不可④賃借事業の場合は令和3年9月30日までに営業を開始</p> <p>【補助対象経費】①店舗の改修工事に係る経費(什器・備品購入費、設計費、消費税等は対象外)、②市が指定する道路に面した1階の空き店舗の賃借料</p> <p>【補助率】2分の1</p> <p>【限度額】①市が指定する道路に面した1階の空き店舗150万円、②①以外の空き店舗50万円、③市が指定する道路に面した1階の賃借料60万円</p> <p>【URL】未定</p>	弘前市 商工労政課 商業振興係 電話：0172-35-1135
通年	八戸市創業融資利子補給事業	<p>創業者の開業資金調達に対する支援を目的として、日本政策金融公庫が実施する融資を活用して開業する創業者に対して、利子補給を実施します。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八戸市内で創業する(創業後1年未満を含む)事業であること。 ・産業競争力強化法に基づく「八戸市創業支援等事業計画」に定める『特定創業支援等事業』による支援を受けた者又は、代表者が『特定創業支援等事業』による支援を受けた法人であること。 <p>【利子補給対象融資限度額】500万円</p> <p>【資金用途】運転資金・設備資金</p> <p>【補給利率】借入利率の1%に相当する額。ただし、借入利率が1%未満の場合は、支払った利子額に相当する額。</p> <p>【補給期間】3年間</p> <p>【URL】-</p>	八戸市商工課 (担当：中里) 電話：0178-43-9242
通年	黒石市中心商店街空き店舗対策事業補助金	<p>【対象】黒石市中心商店街対象地域で取得し、若しくは賃借した空き店舗を改修して開業とする者又は空き店舗を賃借して開業し1年を経過した者</p> <p>【限度額】店舗等改修費 1,000,000円 店舗等賃借料 600,000円</p> <p>【期間】年度内</p> <p>【URL】http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/shigaichi_yuushi.html</p>	黒石市商工課 商工振興係 電話：0172-52-2111
通年	黒石市小口資金特別保証制度	<p>【対象】市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業</p> <p>【限度額】事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき1,250万円以内</p> <p>【利率】1.8%以内</p> <p>【期間】7年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html</p>	黒石市商工課 商工振興係 電話：0172-52-2111 ○「制度の利用」については市内金融機関へ

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	黒石市事業活性化資金特別保証制度	【対象】市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、納税状況の良好な企業 【限度額】事業経営に必要な運転資金及び設備資金 1企業につき2,000万円以内 【利率】1.9%以内 【期間】10年以内(据置期間は運転資金6か月以内、設備資金1年以内) 【URL】 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/seido/chusyou_yuushi.html	黒石市商工課 商工振興係 電話:0172-52-2111 ○「制度の利用」については市内金融機関
通年	空き店舗対策家賃補助事業	【対象】中心商店街等の指定地域において空き店舗を利用し営業を開始する事業主の方で、各要件を満たす方 【限度額】対象店舗の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は3万円のいずれか低い額を24月分 【利率】 【期間】 【URL】 http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akitenpo.html	五所川原市商工労政課 (担当:熊谷) 電話:0173-35-2111(内線2552)
通年	空き工場等賃借料補助事業	【対象】空き工場等を活用して2人以上(ソフトウェア業、情報サービス業は1人以上)を正規雇用し継続的な事業を行おうとする事業主の方で、各要件を満たす方 【限度額】空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の1/2(1,000円未満端数は切り捨て)又は10万円のいずれか低い額を24月分 【利率】 【期間】 【URL】 http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html	五所川原市商工労政課 (担当:石田) 電話:0173-35-2111(内線2553)
通年	創業者支援利子補給金事業	【対象】㈱日本政策金融公庫から創業融資を受けた方で、各要件を満たす方 【限度額】創業融資にて支払われた約定利息の1回目から12回目までの全額(償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までの額) 【利率】 【期間】対象期間の利子の支払終了後3ヶ月以内に申請 【URL】 http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_rishihokyu.html	五所川原市商工労政課 (担当:熊谷) 電話:0173-35-2111(内線2552)
通年	十和田市創業支援・空き店舗等活用事業補助金	【対象】 ・市内で1か月以上使用されていない空き店舗等を活用すること ・2年以上継続して営業することが見込まれること ・補助金交付申請前に営業又は改修等をしていないこと など 【限度額】 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡以上:上限額300万円 ・市外から転入等し、店舗面積が200㎡未満:上限額150万円 ・それ以外:上限額50万円 ※市外から転入等の場合、令和元年10月1日以降に転入(あるいは本店の住所移転)したこと 【補助率】外装・内装設備等の工事費用の2分の1 【期間】通年 【URL】 http://www.city.towada.lg.jp/docs/2016040400029/	十和田市商工観光課 商工労政係 (担当:根元) 電話:0176-51-6773

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	三沢市簡易小口資金特別保証制度	<p>【対象】市内の中小企業者を対象に、事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る。</p> <p>【限度額】1企業につき2,000万円以内</p> <p>【利率】年2.0%</p> <p>【期間】7年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html</p>	三沢市 産業観光課 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111(内線281)
通年	三沢市中小企業活性化資金特別保証制度	<p>【対象】市内の中小企業の経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を期する。</p> <p>【限度額】1企業につき2,000万円以内</p> <p>【利率】年2.0%</p> <p>【期間】10年(うち据え置き期間は運転資金6ヶ月以内、設備資金1年以内)</p> <p>【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/10,1608,42,205.html</p>	三沢市 産業観光課 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111(内線281)
通年	起業化支援事業補助金	<p>【対象】雇用の創出が期待できる起業または新分野への進出を図る事業を行う方に対して、事業費の一部を補助する。</p> <p>【限度額】補助対象経費の8割、上限100万円</p> <p>【利率】</p> <p>【期間】通年(予算の範囲内)</p> <p>【URL】 https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/12,20543,58,540.html</p>	三沢市 産業観光課 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111(内線281)
通年	建物リフォーム等事業費補助金	<p>【対象】市内の空き店舗を活用して小売業、飲食・生活関連サービス業を開業し、補助金交付後2年以上継続して営業することが見込まれる新規に事業を行う方に、空き店舗を改装し出典するための工事費を一部補助する。</p> <p>【限度額】リフォーム工事契約額の3分の1、上限200万円</p> <p>【利率】</p> <p>【期間】予算額に達するまで、なお、出店は年度内に行うこと。</p> <p>【URL】 http://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/22,13592,17,132.html</p>	三沢市 産業観光課 (担当: 山内) 電話: 0176-53-5111(内線281)
通年	むつ市創業融資利子補給金	<p>創業時の借入に係る利子の一部補給を行います。</p> <p>【対象】次のいずれにも該当する方</p> <p>①むつ市内で創業する法人または個人(市外居住者を含む)</p> <p>②融資の際に新たに創業する者または創業後1年未満の者</p> <p>③法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること</p> <p>④市税を完納していること</p> <p>【補給上限額】15万</p> <p>【補給内容】融資を受けた日から12か月分の利子の1%相当額</p> <p>【URL】http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/15,60191,30,759.html</p>	むつ市産業雇用政策課 (担当: 竹山) 電話: 0175-22-1111(内線2652)

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	空き店舗対策事業補助金	<p>【対象】市内の空き店舗を借受けして出店する方</p> <p>【補助額】</p> <p>①店舗賃借料: 補助率2/3(上限5万円) × 12ヶ月分</p> <p>②店舗改修費: 補助率1/2(上限: 商業集積地域100万円、その他の地域50万円)</p> <p>【URL】</p> <p>https://www.city.hirakawa.lg.jp/shigoto/shoukougyou/shien/akitenpo.html</p>	平川市 商工観光課 商工観光係 電話: 0172-44-1111(内線2184)
通年	創業支援事業補助金	<p>町内において創業する方(新分野進出も含む)に対する創業資金を補助します。</p> <p>【対象】</p> <p>①年度内に創業又は申請時に創業等の日から1年を経過しない方</p> <p>②町内に居住又は主たる事務所を置き、2年以上継続して営業を行う計画がある方 など</p> <p>【対象経費】土地建物購入費、増改築や改修に要する経費、設備・備品購入費、広告宣伝費、法人設立時に要する申請手数料等</p> <p>【補助率等】2分の1以内又は100万円以内の低い額</p>	鱒ヶ沢町 政策推進課 観光商工班 電話0173-72-2111
通年	空き店舗等対策事業補助金	<p>町内に住所又は主たる事業所を有し、新たに空き店舗等を賃借して事業を行う方に対する空き店舗等の賃料を補助します。</p> <p>【対象】</p> <p>①小売業、飲食業、サービス業に供する店舗が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設 など</p> <p>【対象経費】空き店舗等の開業月以降連続する12ヵ月分の賃借料</p> <p>【補助率等】3分の2以内又は月額5万円(年額60万円)の低い額</p>	鱒ヶ沢町 政策推進課 観光商工班 電話0173-72-2111
4月 ～ 12月	板柳町空き店舗利活用推進事業費補助金	<p>【対象】板柳町の中心商店街区域内の空き店舗を利活用して事業活動を行う者</p> <p>【補助対象経費】空き店舗の改装工事のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等にかかる経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費</p> <p>【補助金額】補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、その上限額は、100万円とする。</p> <p>【期間】申請受付: 4月～12月</p> <p>【URL】https://www.town.itayanagi.aomori.jp/info/info-details.php?BunruiID=&id=2689</p>	板柳町役場産業振興課地域振興係 電話: 0172-73-2111(代表)
通年	鶴田町小口資金特別保証融資制度	<p>【対象】鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良い企業</p> <p>【限度額】1,000万円</p> <p>【利率】2.3%以内</p> <p>【期間】7年以内</p> <p>【URL】http://www.town.tsuruta.lg.jp/</p>	鶴田町役場 企画観光課 電話: 0173-22-2111
通年	鶴田町事業活性化資金特別保証融資制度	<p>【対象】鶴田町に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良い企業</p> <p>【限度額】2,000万円</p> <p>【利率】2.4%以内</p> <p>【期間】10年以内</p> <p>【URL】http://www.town.tsuruta.lg.jp/</p>	鶴田町役場 企画観光課 電話: 0173-22-2111

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	青森県事業活動応援資金 「事業活動枠」	【対象】町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいるもの。また、納税状況が良好であるもの。 【限度額】2,000万円 【利率】金融機関所定利率から0.3%割引(上限2%) 【期間】10年以内(据置期間1年以内) 【URL】未定	七戸町 商工観光課 0176-62-2137
通年	創業スタートアップ支援事業	【対象】町内で新たに創業する者、又は創業を予定している者で次のいずれにも該当する者。 ①町内で事業を興す個人または法人。 ②納税状況が良好であること。 ③個人の場合、町内に居住していること。法人の場合、町内に本店又は主たる事務所を置くこと。 ④創業において国、県の補助金又はその他の七戸町補助金の交付を受けていないこと。 ⑤暴力団と無関係であること。 【限度額】100万円 【利率】 【期間】創業前 【URL】	七戸町 商工観光課 0176-62-2137
通年	新創業融資利子補給	【対象】日本政策金融公庫から新創業融資制度の借入れを行った者 【限度額】3,000万円(うち運転資金1,500万円) 【補助内容】1事業者36回までの約定利息分を補給	六ヶ所村商工会 0175-72-2331
通年・随時	東通村中小企業小口資金特別保証	【対象】東通村内の中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円以内 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】	東通村 経営企画課 商工観光室 商工観光グループ 電話:0175-27-2111(内線264)
通年・随時	東通村中小企業事業活性化資金特別保証	【対象】東通村内の中小企業者の経営の安定と事業の活性化を図り、もって地元産業の振興を期することを目的として実施し、東通村村内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業 【限度額】2,000万円以内 【利率】1.9% 【期間】10年以内 【URL】	東通村 経営企画課 商工観光室 商工観光グループ 電話:0175-27-2111(内線264)
通年・随時	東通村小口零細企業特別保証	【対象】東通村に住所又は主たる事業所を有する、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項(1)～(6)に定める小規模企業者で納税状況が良好なものを対象とする。 (1)常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの((2)に掲げるものを除く。) (2)常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの (3)事業協同小組合にあって、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4)特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの (5)特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (6)医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)～(5)に掲げるものを除く。) 【限度額】2,000万円 【利率】2.1% 【期間】10年以内 【URL】	東通村 経営企画課 商工観光室 商工観光グループ 電話:0175-27-2111(内線264)

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	三戸町空き店舗活用事業費補助金	<p>空き店舗の有効な活用を促進し、空き店舗の解消、商店街の賑わいづくりを促進することを目的に、商店街等にある空き店舗に新規に出店する者が行う店舗改装に関する経費について補助するもの</p> <p>【対象】 ・事業実施するために必要な内・外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備に要する経費(商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む)</p> <p>【限度額】新規事業者 補助率4/5 補助限度額100万円 既存事業者 補助率2/3 補助限度額50万円</p> <p>【利率】 【期間】2020年4月1日～2021年3月31日 【URL】</p>	三戸町役場まちづくり推進課 (担当:澤山) 電話:0179-20-1117
通年	令和2年度田子町創業研修支援事業補助金	<p>【対象】 町内に住所を有する創業者又は町内に事業所を有する創業者。ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。 ①町税に未納がある者 ②その他町長が適当でないとする者</p> <p>【補助対象事業】 創業者等が創業に必要な技術等を身につけるための研修に要する経費(謝礼、旅費、教材費等)</p> <p>【限度額】1回の実施につき上限5万円×6回/年 【期間】令和2年4月1日～令和3年3月31日 【URL】なし</p>	田子町産業振興課 電話:0179-20-7114(直通)
通年	階上町事業活性化資金特別保証制度	<p>【対象】階上町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業。 【限度額】1企業につき2,000万円以内。 【利率】年率1.9%以内 【期間】10年以内で関係機関と協会が協議の上決定する。ただし、必要に応じて、運転資金は6か月以内、設備資金は1年以内の据置期間を設けることができる。 【URL】https://www.town.hashikami.lg.jp/index.cfm/7,8125,83.html</p>	階上町産業振興課 商工観光グループ 電話:0178-88-2875
通年	階上町小口資金特別保証制度	<p>【対象】階上町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な企業。 【限度額】1企業につき、2,000万円以内 【利率】年率1.9%以内 【期間】10年以内で関係機関と協会が協議の上決定する。ただし、必要に応じて、運転資金は6か月以内、設備資金は1年以内の据置期間を設けることができる。 【URL】https://www.town.hashikami.lg.jp/index.cfm/7,8124,83.html</p>	階上町産業振興課 商工観光グループ 電話:0178-88-2875
通年	新郷村小口資金特別保証制度	<p>【対象】新郷村内に住所又は主な事業所を有する中小企業で納税状況の良好な企業 【限度額】1企業につき 1,250万円以内 【利率】年率1.9%以内 【期間】令和2年4月1日～令和3年3月31日 【URL】</p>	新郷村企画商工観光課 電話:0178-78-2111

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	サクセス サクセスエフ (青森県「選ばれる青森」 への挑戦資金)	【対象】県内で中小企業者として創業する方(創業後1～5年未満含む) 【限度額】1000万円 【利率】0.9%(女性、若者、シニア、UIJターンの方0.7%、市町村が設置する創業相談窓口のご利用の方、三者連携に関する融資0.8%) 【期間】7～10年以内(市町村によって異なります) 【保証料】原則不要(県と市町村が補助) 【URL】 http://www.cgc-aomori.jp/sougyou/index.html	青森県信用保証協会 企業支援部 創業支援課 (担当:佐藤、堀川、沼田) 電話:017-723-1356
通年	青森労働局 地域雇用開発助成金	【対象】 青森県内においては、同意雇用開発促進地域(弘前、五所川原、黒石の各公共職業安定所管内の地域)及び過疎等雇用改善地域(五所川原市、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町)において、事業所の設置・整備に伴い、求職者の雇入れを行った事業主。 ※対象地域は令和2年10月1日以降変更となる可能性あり。 【支給額】 雇入れ求職者3名(創業に該当する場合は2名)以上で、設置・整備費用(300万円以上)に応じ、48万円～960万円。 【URL】 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/index.html	各公共職業安定所(ハローワーク)助成金 担当部署
通年	青森労働局 中途採用等支援助成金 (生涯現役起業支援コース)	【対象】 中高年齢者等の方が起業するにあたり(起業日の年齢が40歳以上)、中高年齢者等(60歳以上の対象労働者1名以上、40歳以上60歳未満の対象労働者2名以上、または40歳未満の対象労働者3名以上)を雇入れた場合の雇用創出措置(募集・採用並びに教育訓練)に要した費用の一部を助成します。 【支給額】 計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に助成率を乗じた額。 ・起業者が高年齢者(60歳以上)の場合は3分の2(上限200万円) ・起業者が40～59歳の場合は2分の1(上限150万円) 【URL】 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/index.html	各公共職業安定所(ハローワーク)助成金 担当部署
6月1日～ 9月10日	令和2年度あおもり移住起業支援事業費補助金	【概要】東京圏から青森県内に移住し、地域課題を解決する社会的事業を新たに起業する方に、起業に要する経費の一部を助成します。 【補助対象者】 ①東京23区の在住者又は東京圏在住で東京23区への通勤者(移住直前の10年間のうち、通算5年以上(直前の1年間を含む)) ※令和元年12月24日以前に移住した方は、移住直前に連続して5年以上 ②補助事業の完了日までに青森県内に移住する方(ただし、交付決定時において移住後1年以内の方) ③公募開始日以降補助事業の完了日までに青森県内で起業する方(※起業する事業は、地域課題の解決に資する社会的事業であること) 【補助率】1/2 【補助上限額】200万円 【募集期間】令和2年6月1日～9月10日 【URL】 https://www.21aomori.or.jp/sougyou/aomori-ijyukigyou.html	(公財)21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 電話:017-777-4066

4.融資制度(自治体融資制度を除く)

■令和2年5月末日現在

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年・随時	日本政策金融公庫 【新規開業資金】	【対象】新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方 【融資額】7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内) 【返済期間】 運転資金 7年以内 設備資金 20年以内 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html	日本政策金融公庫国民生活事業 青森支店 電話:017-723-2331 八戸支店 電話:0178-22-6274 弘前支店 電話:0172-36-6303
通年・随時	日本政策金融公庫 【女性、若者/シニア 起業家資金】	【対象】女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 【融資額】7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内) 【返済期間】 運転資金 7年以内 設備資金 20年以内 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/02_zyoseikigyouka_m.html	日本政策金融公庫国民生活事業 青森支店 電話:017-723-2331 八戸支店 電話:0178-22-6274 弘前支店 電話:0172-36-6303
通年・随時	日本政策金融公庫 【再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援 融資)】	【対象】廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 【融資額】7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内) 【返済期間】 運転資金 7年以内 設備資金 20年以内 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/05_rechallenge_m.html	日本政策金融公庫国民生活事業 青森支店 電話:017-723-2331 八戸支店 電話:0178-22-6274 弘前支店 電話:0172-36-6303
通年・随時	日本政策金融公庫 【新創業融資制度 (無担保・無保証 人)】	【対象】新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方で、次の全てを満たす方 ・雇用創出、勤務経験等の一定要件を満たすこと ・新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業資金の10分の1以上の自己資金を確認できること 【融資額】3,000万円以内(うち運転資金1,500万円以内) 【返済期間】各種融資制度で定める返済期間以内 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html	日本政策金融公庫国民生活事業 青森支店 電話:017-723-2331 八戸支店 電話:0178-22-6274 弘前支店 電話:0172-36-6303
通年・随時	日本政策金融公庫 【挑戦支援資本強 化特例制度(資本 性ローン)】	【対象】創業・新事業展開・海外展開・事業再生等に取り組む法人または個人企業の方であって、地域経済の活性化にかかる事業を行うことなど一定の要件を満たす方 【融資額】4,000万円以内(事業承継・集約・活性化支援資金等をご利用の方は別枠4,000万円) 【返済期間】5年1カ月以上15年以内 【URL】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/57.html	日本政策金融公庫国民生活事業 青森支店 電話:017-723-2331 八戸支店 電話:0178-22-6274 弘前支店 電話:0172-36-6303

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	青森銀行 【スタートアップ】	【対象】青森県内において新たに創業される方、創業後5年未満の方 【融資額】1事業者さまにつき5,000万円以内 【返済期間】7年以内 【URL】 http://www.a-bank.jp/	株式会社青森銀行 地域振興部 電話:017-734-8608
通年	みちのく創業 チャレンジ資金	【対象】 以下の法人および個人事業主(NPO法人は対象外) ①青森県内および道南地区において創業する方 ②創業後税務申告を2期終えていない方 【融資額】 3,000万円 ただし、「日本政策金融公庫(国民生活事業)との協調」や「『選ばれる青森』への挑戦資金」を併用する場合は、各貸出金との合計で3,000万円以内とする 【返済期間】 2期目の決算月から起算して、5ヵ月後の月末日まで 【URL】 https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/sougyou.html	株式会社みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252
通年	みちのく創業 サポートローン	【対象】 新たに創業する、または創業後1年未満である法人(NPO法人含む)及び個人事業主 【融資額】 500万円以内 【返済期間】 運転資金:5年以内 設備資金:7年以内(1年以内の据置期間含む) ※手形貸付の場合は期間1年以内 【URL】 https://www.michinokubank.co.jp/houjin/shikin/support/support.html	株式会社みちのく銀行 地域創生部 創業・事業承継支援室 電話:017-774-1252
通年	青森県信用組合 地域支援特別融資 制度「即戦力」	【対象】青森県内の企業および事業主の方。①事業歴3年以上の方 ②当組合組合員の方。③税金の滞納のない方。④その他当組合の所定の条件を満たす方。 【融資額】事業資金 1,000万円以内(月商の3ヶ月分限度) 【返済期間】①証書貸付 5年以内 ②手形貸付 1年以内 【URL】	青森県内各支店
通年	青森県信用組合 事業活性化ローン 「ふるさと活性化」 特別融資制度	【対象】青森県内の企業および事業主の方。①事業歴2年以上の方。②当組合の組合員の方。③税金の滞納がない方。④その他当組合所定の条件を満たす方。 【融資額】運転資金、設備資金 1,000万円以内(月商の3ヶ月分限度) 【返済期間】①証書貸付 10年以内 ②手形貸付 1年以内 【URL】	青森県内各支店
通年	青森県信用組合 事業者応援資金「Y ELL」	【対象】青森県内の企業および事業主の方。①事業歴3年以上の方 ②当組合組合員の方。③税金の滞納がない方。④その他当組合所定の条件を満たす方。 【融資額】運転資金、設備資金 2,000万円以内(月商の3ヶ月分限度) 【返済期間】①証書貸付 5年以内 ②手形貸付 1年以内 【URL】	青森県内各支店

時期	事業名・制度名	事業内容	問合せ先 (部署・TEL)
通年	青い森信用金庫 【青い森トリプルサポート】 (日本政策公庫との 協調融資商品)	【対象】創業前、または創業後5年以内の青い森信用金庫の営業区域内で事業を営む方 等 【融資額】運転・設備資金 2,000万円以内 【返済期間】 【URL】	青い森信用金庫 各営業部店